

総合交通体系確立等に向けた道路整備財源の確保に関する件

道路は、最も重要な社会基盤として市民の安定した日常生活や社会・経済活動を支え、また、杜の都「仙台」が今後とも東北の中核都市としてその役割を十分果たし、地域の活性化と豊かな生活を実現するためには欠くことのできないものであります。

本市においては、道路と軌道系交通機関との連携による総合交通体系の形成を目指し、既存の地下鉄南北線に加えて、来年度より本格着工となる地下鉄東西線の整備を行うこととしております。この軌道系交通を本市の都市軸に据えて安全で利便性に優れた公共交通機関とし、さらには道路と効率よく連携して目指すべき交通体系を実現するためには、地下鉄東西線の開業をにらんだターミナル駅へのアクセス道路や駅前広場等の整備が不可欠であります。

さらに、30年以内に99%の確率で起きるであろうといわれている宮城県沖地震への備えとして、緊急輸送道路の整備や橋梁震災対策等を実施するとともに、交通渋滞、交通事故等の都市交通問題の解決に向けては、交差点改良や歩道整備などの交通安全施設整備事業を着実に実施することが、本市の安全で安心な市民生活を確保するうえで必要不可欠であります。

よって、国会及び政府におかれては、このようなアクセス道路や橋梁震災対策など緊急を要する地方道路整備の重要性・必要性を十分認識し、必要な財源を確保するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年3月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
経済財政政策担当大臣 様

仙台市議会議長 柳 橋 邦 彦